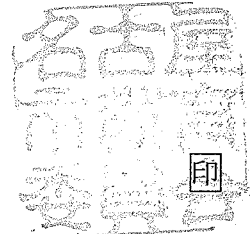


行政文書一部公開決定通知書

30教文第248号
平成30年12月21日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

名古屋市教育委員会





平成30年12月10日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	復命書（請求に係るもの）		
行政文書の公開の日時及び場所	日時	平成30年12月25日	午前 3時
	場所	市民情報センター（市役所西庁舎1階）	
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴		
行政文書の一部を公開しない理由	名古屋市情報公開条例第7条第1項第4号に該当 当該情報が公開されることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、非公開とします。		
備考	<決定を行った所管課・公所> 教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室 TEL 052-972-3268		

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

教育長	教育次長
	

平成30年9月26日

名古屋市教育委員会 様

教育委員会事務局生涯学習部

生涯学習部長 近藤 世津子 

文化財保護室長 片岡 進矢 

復命書

名古屋城木造天守閣復元事業に係る打ち合わせのため、文化庁記念物課へ出張しましたので、下記のとおり報告します。

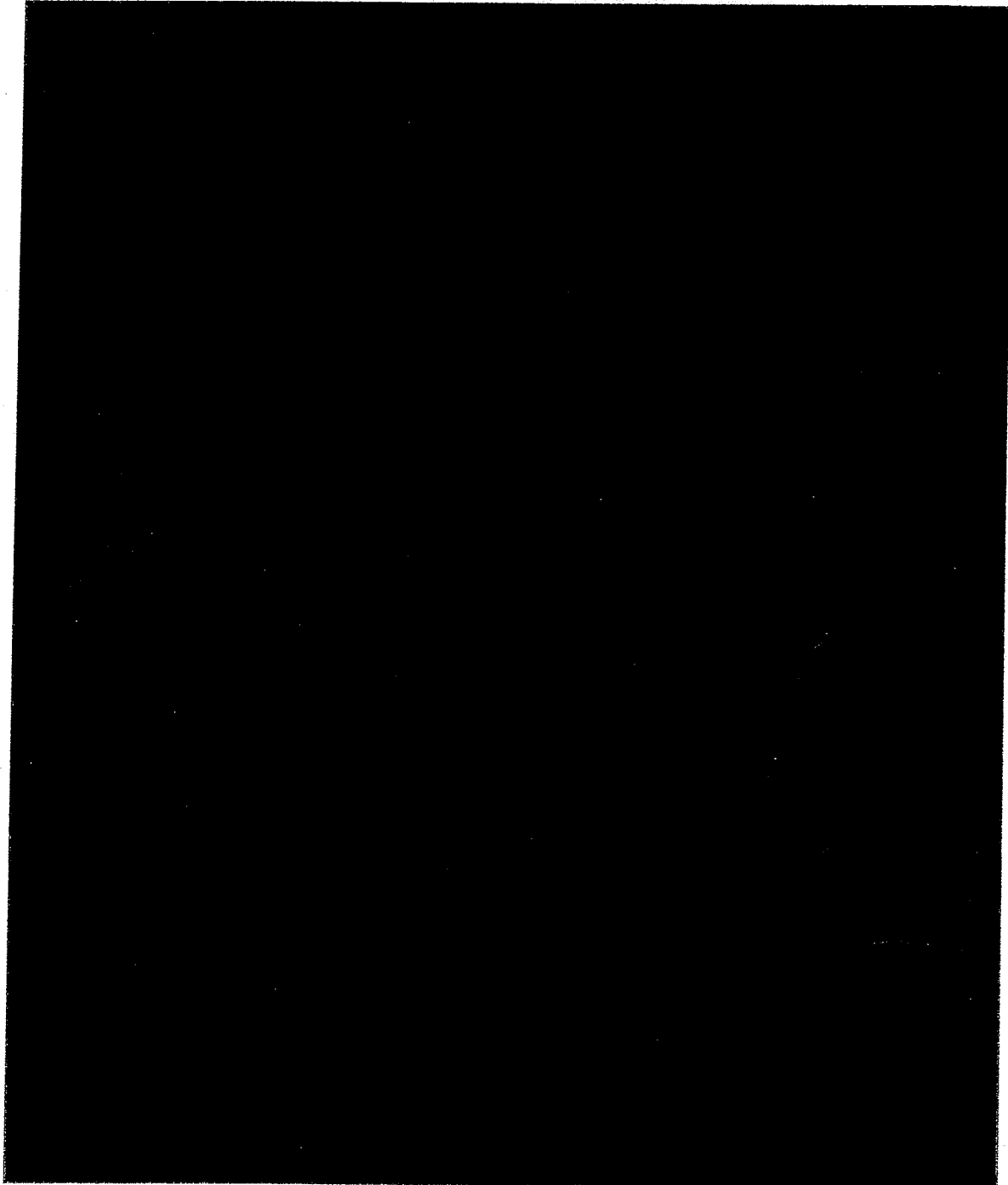
記

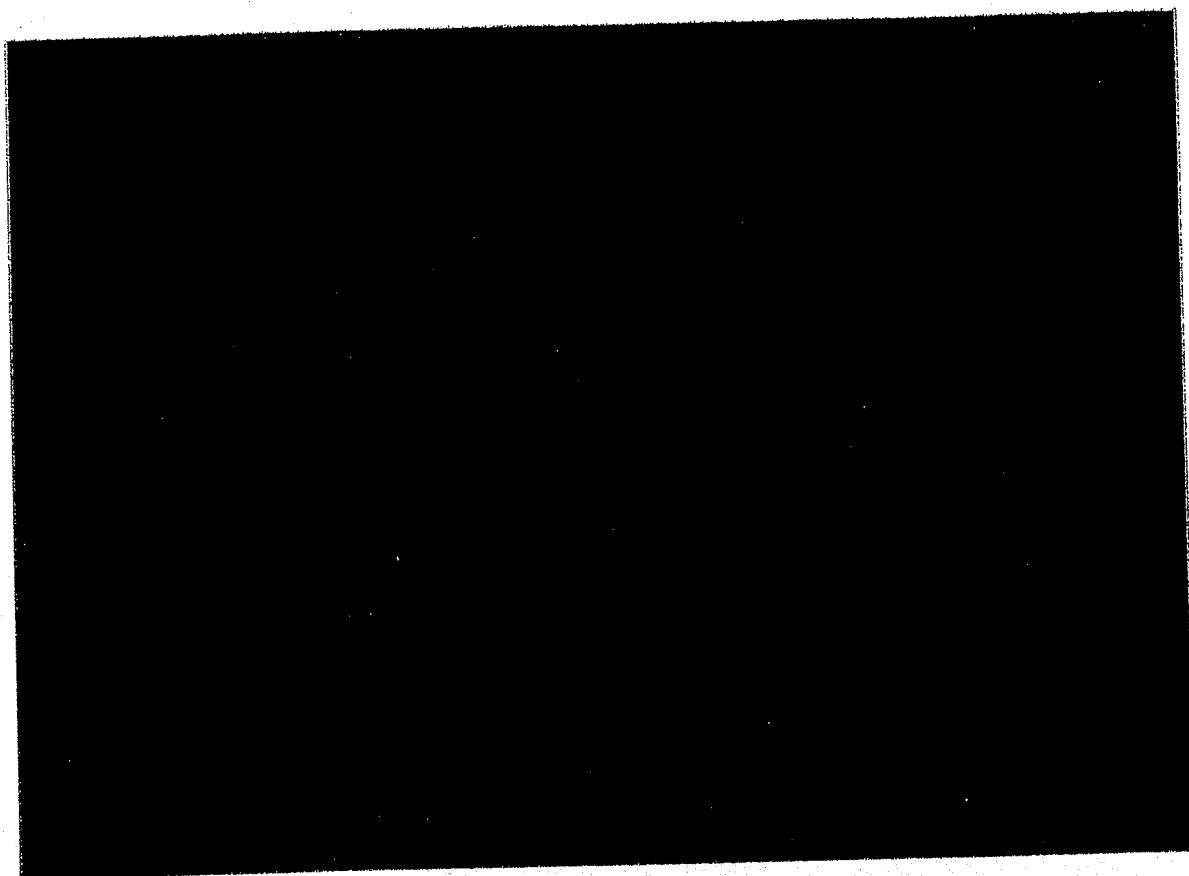
- 1 日時 平成30年9月25日(火) 15:15~16:50
- 2 場所 文化庁記念物課(東京都千代田区霞が関3-2-2)
- 3 旅行者 観光文化交流局名古屋城総合事務所長 西野 輝一
教育委員会事務局生涯学習部長 近藤 世津子
" 生涯学習部文化財保護室長 片岡 進矢
- 4 内容 別紙のとおり

文化庁訪問〈平成30年9月25日（火）面談記録〉

訪問者 近藤生涯学習部長 片岡文化財保護室長
西野名古屋城総合事務所長

応対者 文化庁記念物課 山下主任調査官 平澤主任調査官





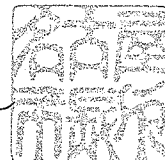
行政文書公開決定等期間延長通知書

30 観名保第 159 号
平成 30 年 12 月 25 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成 30 年 12 月 10 日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり公開決定等の期間を延長することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	1. 2018 年 7 月 27 日～12 月 10 日に、名古屋城天守閣整備事業の件で名古屋市職員が文化庁を訪れた際の持参資料 2. 2018 年 7 月 27 日～12 月 10 日に、名古屋城天守閣整備事業の件で名古屋市職員が文化庁を訪れた際の復命書、支出命令書 3. 2018 年 7 月 27 日～12 月 10 日に、名古屋城天守閣整備事業の件で名古屋市職員が文化庁を訪れた際の会談の内容、指摘事項がわかるもの
名古屋市情報公開条例第 11 条第 1 項の規定による決定期間	平成 30 年 12 月 10 日 から 平成 30 年 12 月 25 日 まで
延長する期間	平成 30 年 12 月 26 日 から 平成 31 年 1 月 23 日 まで
延長の理由	一時的な業務量の増大により名古屋市情報公開条例第 11 条 1 項に定める期間内の公開決定等が困難なため。
備考	<期間の延長決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2481